

26議第102号
平成26年10月1日

請願者
岡谷市聴覚障害者協会
会長 米田至殿 他2名

岡谷市議会事務局長 原 孝好



請願審議結果について（通知）

平成26年9月3日付で提出されました請願について、審議の結果を下記のとおりご通知申し上げます。

記

請願名

請願第13号

「手話言語法」の制定を求める意見書提出を求める請願

- 平成26年9月30日 岡谷市議会本会議で審議の結果、採択になりました。
- 請願の趣旨に沿い、別紙意見書を関係機関へ提出しました。



「手話言語法」の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別された長い歴史がありました。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されており、障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された「障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められています。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使えること、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした法整備を国として実現することが必要であると考えるものであります。

よって、政府におかれましては、下記事項を講ずるよう強く要望いたします。

記

- 1 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月30日

長野県岡谷市議会議長 今井 康喜

